

(2) 函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、北見市、釧路市、帯広市 8 支庁

表 10 借地権割合の費用対比

自用地としての (100㎡) 1 トル当り の 費 用	借 地 権 割 合		底 地 割 合	
	自用建付地 面	貸家建付借地 面	貸 付 地 金	貸家建付自地 金
120 1000円以上	70.0	49.0	30.0	79.0 (1)
。合算するに際しては、 借地権の割合を 調整する		円 4,883	35.0 費	地 0.5 費
90	60.0	42.0	40.0	82.0
45	55.0	38.5	45.0	83.5 (2)
30 。100㎡以上の高の 借地	50.0	35.0	50.0	85.0
15	40.0	28.0	60.0	88.0 (は含み費用費)
3	30.0	21.0	70.0	91.0
3千円未満 。合算するに際しては、 借地権の割合を 調整する	(20.0)	(100㎡面積) 8.0	80.0	94.0 (3)
		円 1,000.31	費	地 0.5 費

注 1. 借地権の割合は、借地権の面積を総面積で除したものである。(由)  
2. 借地権の割合は、借地権の面積を総面積で除したものである。(由)

自用地としての 1平方メートル当り の 費 用	借 地 権 割 合		底 地 割 合	
	自用建付地 面	貸家建付借地 面	貸 付 地 金	貸家建付自地 金
1000円以上	%	%	%	%
4	70.0	49.0	30.0	79.0
5	60.0	42.0	40.0	82.0
3	50.0	35.0	50.0	85.0
3千円未満	(20.0)	—	80.0	94.0

## 第2 鉱 泉 地 の 部



温泉の賦泉地と薬

## 賦 泉 地 の 評 価

賦泉地の評価は、原則として、1筆ごとに、基本価額（2,100千円）に別表4（P.204）の  
賦泉地の評価（1.2.1.5）の「ゆう出量指数」として算出した金額により評価する。

賦泉地の評価	203
別表4. 温泉地指数表	204
別表5. ゆう出量指数表	205
別表6. 温度に応ずるゆう出量補正率表	206



目 次

面積の鉱泉地

表 2 表 3 表 4 表 5

表 2 表 3 表 4 表 5

表 2 表 3 表 4 表 5

表 2 表 3 表 4 表 5

鉱泉地の評価

鉱泉地の価額は、原則として、1筆ごとに、基本価額(2,100千円)に別表4(P204)の「温泉地指数」と表5(P205)の「ゆう出量指数」とを連乗して計算した金額により評価する。

筆番	面積(㎡)	温泉地指数	ゆう出量指数	基本価額(千円)	評価額(千円)	所在地
1	278.4	1.1	0.3	2,100	771	宮城県 仙台市 青葉区 山王
2	287.2	0.3	0.4	2,100	305	宮城県 仙台市 青葉区 山王
3	118.5	0.3	0.4	2,100	103	宮城県 仙台市 青葉区 山王
4	70.0	1.7	0.3	2,100	497	宮城県 仙台市 青葉区 山王
5	1,050.0	0.2	0.7	2,100	302	宮城県 仙台市 青葉区 山王
6	60.0	0.3	0.8	2,100	103	宮城県 仙台市 青葉区 山王
7	84.0	0.4	0.9	2,100	151	宮城県 仙台市 青葉区 山王
8	5.7	0.5	1.0	2,100	59	宮城県 仙台市 青葉区 山王
9	2.0	0.5	1.2	2,100	25	宮城県 仙台市 青葉区 山王
10	88.0	0.3	1.5	2,100	117	宮城県 仙台市 青葉区 山王
11	210.0	0.1	0.7	2,100	147	宮城県 仙台市 青葉区 山王
12	151.7	0.3	0.6	2,100	103	宮城県 仙台市 青葉区 山王
13	691.7	0.3	2.2	2,100	954	宮城県 仙台市 青葉区 山王
14	84.0	0.4	0.3	2,100	294	宮城県 仙台市 青葉区 山王
15	28.2	1.3	0.3	2,100	151	宮城県 仙台市 青葉区 山王
16	101.8	0.3	4.0	2,100	294	宮城県 仙台市 青葉区 山王
17	1,124.0	0.3	0.3	2,100	132	宮城県 仙台市 青葉区 山王
18	84.0	0.4	0.9	2,100	151	宮城県 仙台市 青葉区 山王
19	214.0	0.3	0.3	2,100	147	宮城県 仙台市 青葉区 山王
20	88.0	0.5	0.9	2,100	194	宮城県 仙台市 青葉区 山王
21	184.0	0.5	6.5	2,100	2,940	宮城県 仙台市 青葉区 山王
22	27.0	1.8	7.0	2,100	2,520	宮城県 仙台市 青葉区 山王
23	378.0	0.8	2.5	2,100	4,410	宮城県 仙台市 青葉区 山王
24	430.0	0.3	0.8	2,100	1,470	宮城県 仙台市 青葉区 山王
25	1,124.0	0.3	0.5	2,100	1,174	宮城県 仙台市 青葉区 山王
26	84.0	0.4	0.9	2,100	1,51	宮城県 仙台市 青葉区 山王
27	700.0	0.3	0.3	2,100	1,47	宮城県 仙台市 青葉区 山王
28	11.0	0.3	0.9	2,100	59	宮城県 仙台市 青葉区 山王
29	2.0	0.4	0.5	2,100	25	宮城県 仙台市 青葉区 山王
30	1.0	0.3	0.3	2,100	12	宮城県 仙台市 青葉区 山王



別表4

## 温泉地指数表

署名	温泉地名	所在地	温泉地指数	(参考) ゆう出量が標準状態のときの鉱泉地の価額
札幌南	定山溪	札幌市南区	1.75	3,675 千円
	小金湯	"	0.35	735
	支笏湖	千歳市	0.55	1,155
函館	湯の川	函館市	1.70	3,570
	大沼	七飯町	0.50	1,050
	鹿部	鹿部村	0.30	630
	恵山	尻岸内町	0.40	840
江差	五厘沢慶喜	江差町	0.25	525
八雲	長万部	長万部町	0.30	630
	二股ラジウム	"	0.10	210
小樽	朝里川	小樽市	0.35	735
倶知安	昆布	ニセコ町	0.35	735
	雷電	岩内町	0.40	840
旭川東	層雲峡	上川町	1.25	2,625
	白金	美瑛町	0.55	1,155
	天人峡	東川町	0.55	1,155
	勇駒別	"	0.45	945
稚内	豊富	豊富町	0.30	630
室蘭	北湯沢	大滝村	0.25	525
	洞爺湖	虻田町	1.80	3,780
	登別	登別市	1.80	3,780
	カルルス	"	0.30	630
	壮瞥	壮瞥町	0.55	1,155
苫小牧	ウトナイ	苫小牧市	0.40	840
	白老臨海	白老町	0.55	1,155
苫小牧	ウトロ	斜里町	0.45	945
北見	温根湯	留辺蘂町	0.95	1,995
釧路	阿寒湖畔	阿寒町	1.15	2,415
	摩周(旧弟子屈)	弟子屈町	0.65	1,365
	川湯	"	0.95	1,995
帯広	十勝川	音更町	0.70	1,470
	糠平	上士幌町	0.50	1,050
	然別湖畔	鹿追町	0.40	840

別表5

## ゆう出量指数表

ゆう出量(リットル)		指数	ゆう出量(リットル)		指数
9	未満	0.30	772以上	808未満	11.00
9以上	16未満	0.35	808	844	11.50
16	23	0.40	844	880	12.00
23	31	0.45	880	916	12.50
31	38	0.50	916	952	13.00
38	45	0.60	952	988	13.50
45	52	0.70	988	1,024	14.00
52	59	0.80	1,024	1,060	14.50
59	67	0.90	1,060	1,096	15.00
67	79	1.00	1,096	1,132	15.50
79	97	1.25	1,132	1,168	16.00
97	115	1.50	1,168	1,204	16.50
115	133	1.75	1,204	1,240	17.00
133	151	2.00	1,240	1,276	17.50
151	169	2.25	1,276	1,312	18.00
169	196	2.50	1,312	1,348	18.50
196	232	3.00	1,348	1,384	19.00
232	268	3.50	1,384	1,420	19.50
268	304	4.00	1,420	1,456	20.00
304	340	4.50	1,456	1,492	20.50
340	376	5.00	1,492	1,528	21.00
376	412	5.50	1,528	1,564	21.50
412	448	6.00	1,564	1,600	22.00
448	484	6.50	1,600	1,636	22.50
484	520	7.00	1,636	1,672	23.00
520	556	7.50	1,672	1,708	23.50
556	592	8.00	1,708	1,744	24.00
592	628	8.50	1,744	1,780	24.50
628	664	9.00	1,780	以 上	25.00
664	700	9.50			
700	736	10.00			
736	772	10.50			

- (注) 1. この表を適用するにあたって用いるべきゆう出量は、その鉱泉地の1分当りのゆう出量に別表6(P206)「温度に応ずるゆう出量補正率表」に掲げるその温泉の温度に応ずる補正率を乗じて求めた補正後のゆう出量による。この場合において、1分当りのゆう出量は、ゆう出量が多量であるため、その一部を放棄しているものにあつては、その余剰量を除いたゆう出量によって算定したものにより、非自噴の鉱泉地については、1日の揚湯量をその揚湯時間(分)で除して求めたゆう出量による。
2. こ湯した鉱泉地又は未利用の鉱泉地のゆう出量指数は、それぞれ 0.30 又は 0.50 とする。



別表6

温度に応ずるゆう出量補正率表

温 度 (度)		補 正 率	温 度 (度)		補 正 率
25	未 満	0.20	60 以上	65 未 満	1.10
25 以上	30 未 満	0.35	65 "	70 "	1.15
30 "	35 "	0.50	70 "	75 "	1.20
35 "	40 "	0.65	75 "	80 "	1.25
40 "	45 "	0.80	80 "	85 "	1.30
45 "	50 "	0.90	85 "	90 "	1.35
50 "	55 "	1.00	90 "	95 "	1.40
55 "	60 "	1.05	95 以 上		1.45

### 第3 家 屋 の 部



## 家 屋 の 評 価

家屋の価額は、原則として、1棟の家屋ごとに次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方法によって評価する。

家屋等の区分	評 価 方 法
(1) 自 用 家 屋	その家屋の固定資産税評価額に 1.0 倍を乗じて求めた金額によって評価する。
(2) 貸 家 屋	上記(1)により評価した家屋の価額100分の 70 に相当する金額によって評価する。
(3) 新 築 家 屋 固定資産税課税台帳等に登録されていない家屋	その家屋の付近にある家屋で構造用途等が同一のものの固定資産税評価額を基として適正に評価した金額をもって評価する。 なお、申告期限までに、その家屋にかかる不動産取得税が課税されている場合には、その課税標準の額を基に上記(1)、(2)により評価してもさしつかえない。
(4) 建 築 中 の 家 屋	その家屋の費用現価（課税時間までに投下した費用の額を課税時期に引きなおした額の合計額をいう。）の100分の 70 に相当する金額によって評価する。







1. 目 果樹の標準価額

										ページ
1. 果樹の標準価額										215
(1) りんご										215
(2) なし										216
(3) ぶどう										216
2. アスパラガスの標準価額										217

(注) 幼樹樹の評価は、育成年次により、それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
評価割合	10%	20%	25%	40%	55%	65%	75%	85%	95%	100%



512 果樹の標準価額  
513 果樹の標準価額  
514 果樹の標準価額  
515 果樹の標準価額  
516 果樹の標準価額  
517 果樹の標準価額

1. 果樹の標準価額

(1) りんご

(10アール当り)

区分	幼齡樹	成 熟 樹					老 齡 樹			
		青 年 期			壯 年 期					
		11~	16~	21~	26~	31~	36~	41~	46~	51年以上
	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	
署名	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額
余市	42,000 <sup>円</sup>	47,000 <sup>円</sup>	64,000 <sup>円</sup>	73,000 <sup>円</sup>	92,000 <sup>円</sup>	81,000 <sup>円</sup>	70,000 <sup>円</sup>	59,000 <sup>円</sup>	44,000 <sup>円</sup>	44,000 <sup>円</sup> ~ 23,000
札幌南										
函館	37,000	41,000	51,000	58,000	73,000	64,000	55,000	46,000	33,000	33,000 ~ 16,000
滝川										
深川										
上記以外	25,000	28,000	35,000	40,000	50,000	44,000	38,000	31,000	23,000	23,000 ~ 12,000

(注) 幼齡樹の評価は、育成年次により、それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
評価割合	10%	20%	25%	40%	50%	65%	75%	85%	95%	100%

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
0.1	0.2	0.25	0.4	0.5	0.65	0.75	0.85	0.95	1.0



(2) な し

熟果の標準価額 (10アール当り)

区分	幼 齢 樹	成 熟 樹		老 齢 樹	
		青 年 期	壮 年 期		
	1～7年	8～15年	16～25年	26～35年	36年以上
署名	価 額	価 額	価 額	価 額	価 額
全 管	32,000 円	35,000 円	55,000 円	35,000 円	35,000～20,000 円

注) 幼齢樹の評価は、育成年次により、それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4	5	6	7
評価割合	15%	20%	35%	50%	65%	85%	100%

(3) ぶ ど う

(10アール当り)

区分	幼 齢 樹	成 熟 樹		老 齢 樹
		青 年 期	壮 年 期	
	1～4年	5～6年	7～10年	11年以上
署名	価 額	価 額	価 額	価 額
余 市	59,000 円	66,000 円	95,000 円	95,000～36,000 円
札幌南 小樽	50,000	55,000	80,000	80,000～30,000
上記外 外の署	19,000	21,000	30,000	30,000～12,000

注) 幼齢樹の評価は、育成年次により、それぞれ次に掲げる割合を乗じて評価する。

育成年次	1	2	3	4
評価割合	20%	50%	80%	100%

2. アスパラガスの標準価額

(10アール当り)

区分	幼 齢 期	成 熟 期		老 齢 期	
		青 年 期	壮 年 期		
	1～2年	3～4年	5～10年	11年～15年	16年以上
署名	価 額	価 額	価 額	価 額	価 額
全 管	31,000 円	38,000 円	58,000 円	46,000 円	22,000 円

注) 幼齢期のうち、1年のものは、標準価額の75%相当額とする。



5. アマハサマの標準細類 (107-A-40)

新 類	年 間	年 間		年 間	年 間	年 間
		11年~12年	10年~11年			
11年~12年	11年~12年	10年~11年	9年~10年	8年~9年	7年~8年	6年~7年
10年~11年	10年~11年	9年~10年	8年~9年	7年~8年	6年~7年	5年~6年
9年~10年	9年~10年	8年~9年	7年~8年	6年~7年	5年~6年	4年~5年
8年~9年	8年~9年	7年~8年	6年~7年	5年~6年	4年~5年	3年~4年
7年~8年	7年~8年	6年~7年	5年~6年	4年~5年	3年~4年	2年~3年
6年~7年	6年~7年	5年~6年	4年~5年	3年~4年	2年~3年	1年~2年
5年~6年	5年~6年	4年~5年	3年~4年	2年~3年	1年~2年	0年~1年
4年~5年	4年~5年	3年~4年	2年~3年	1年~2年	0年~1年	0年
3年~4年	3年~4年	2年~3年	1年~2年	0年~1年	0年	0年
2年~3年	2年~3年	1年~2年	0年~1年	0年	0年	0年
1年~2年	1年~2年	0年~1年	0年	0年	0年	0年
0年~1年	0年~1年	0年	0年	0年	0年	0年
0年	0年	0年	0年	0年	0年	0年
合計	31,000	28,000	25,000	22,000	19,000	16,000

各年間の標準細類の割合を求めて評価する。

(107-A-41)

新 類	年 間	年 間		年 間	年 間	年 間
		11年~12年	10年~11年			
11年~12年	11年~12年	10年~11年	9年~10年	8年~9年	7年~8年	6年~7年
10年~11年	10年~11年	9年~10年	8年~9年	7年~8年	6年~7年	5年~6年
9年~10年	9年~10年	8年~9年	7年~8年	6年~7年	5年~6年	4年~5年
8年~9年	8年~9年	7年~8年	6年~7年	5年~6年	4年~5年	3年~4年
7年~8年	7年~8年	6年~7年	5年~6年	4年~5年	3年~4年	2年~3年
6年~7年	6年~7年	5年~6年	4年~5年	3年~4年	2年~3年	1年~2年
5年~6年	5年~6年	4年~5年	3年~4年	2年~3年	1年~2年	0年~1年
4年~5年	4年~5年	3年~4年	2年~3年	1年~2年	0年~1年	0年
3年~4年	3年~4年	2年~3年	1年~2年	0年~1年	0年	0年
2年~3年	2年~3年	1年~2年	0年~1年	0年	0年	0年
1年~2年	1年~2年	0年~1年	0年	0年	0年	0年
0年~1年	0年~1年	0年	0年	0年	0年	0年
0年	0年	0年	0年	0年	0年	0年
合計	31,000	28,000	25,000	22,000	19,000	16,000

各年間の標準細類の割合を求めて評価する。

標準細類			
年 間			

目 次

1. 調査の目的	1
2. 調査の方法	2
3. 調査の結果	3
4. 調査の結論	4
5. 立木の部	5
6. 立木の調査	6
7. 立木の調査結果	7
8. 立木の調査結果の分析	8
9. 立木の調査結果のまとめ	9
10. 立木の調査結果の今後の展望	10
11. 立木の調査結果の今後の課題	11
12. 立木の調査結果の今後の展望	12
13. 立木の調査結果の今後の課題	13
14. 立木の調査結果の今後の展望	14
15. 立木の調査結果の今後の課題	15
16. 立木の調査結果の今後の展望	16
17. 立木の調査結果の今後の課題	17
18. 立木の調査結果の今後の展望	18
19. 立木の調査結果の今後の課題	19
20. 立木の調査結果の今後の展望	20



## 立 木 の 評 価

	ページ
立木の評価 .....	223
別表 7 針葉樹の樹齢別標準価額 .....	226
別表 8 地利級判定表 .....	228
別表 9 針葉樹の標準立木材積表 .....	229
別表10 総合等級指数表 .....	231
別表11 広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額 .....	232
別表12 森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における広葉樹の 樹齢別標準価額 .....	236
別表13 広葉樹の1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表 .....	237
(参 考)	
立木の伐採禁止又は制限をうける森林の種類等 .....	238
(1) 森林法第25条の規定による保安林の伐採制限及び施業要件 .....	238
(2) その他の法令による伐採制限 .....	239

の立木について立木度は、次による。

(1) 森林の立木度の間かくの大小にかかわらず植林した森林については、おおむねその立木度を密とし、自然林については、おおむねその立木度を中庸とする。

この場合において、岩石、がけくずれ等による不利用地があるときは、その不利用地の地積を除外した地積がその森林の地積とする。

(2) 岩石、がけくずれ等による不利用地が散在している森林で、その不利用地の地積を森林の地積から除外することが出来ない森林については、植林した森林は、おおむねその立木度を中庸とし、自然林は、おおむねその立木度を密とする。



目 次

立木の区分

1. 実用

2. 実用

3. 実用

4. 実用

5. 実用

6. 実用

7. 実用

8. 実用

9. 実用

10. 実用

11. 実用

12. 実用

13. 実用

14. 実用

15. 実用

16. 実用

17. 実用

18. 実用

19. 実用

20. 実用

21. 実用

22. 実用

23. 実用

24. 実用

25. 実用

26. 実用

27. 実用

28. 実用

29. 実用

30. 実用

31. 実用

32. 実用

33. 実用

34. 実用

35. 実用

36. 実用

37. 実用

38. 実用

39. 実用

40. 実用

41. 実用

42. 実用

43. 実用

44. 実用

45. 実用

46. 実用

47. 実用

48. 実用

49. 実用

50. 実用

立木の評価

立木の評価は、樹種ごとに、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方法によって行なう。

立木の区分	評価方法
(1) 樹齢15年以上の からまつ すぎ とどまつ (立木材積が明らか なもの)	<p>次の算式により計算した金額により評価する。</p> $\text{樹齢別標準価額} \times \frac{\text{実際の1ヘクタール当りの立木材積}}{\text{1ヘクタール当り標準立木材積}} \times \begin{matrix} (0.05\text{きざみと} \\ \text{し, } 0.05\text{未満} \\ \text{は切り捨てる。}) \end{matrix} \times \text{地利級の割合} = \text{1ヘクタール当りの評価額}$ <p>(別表7) (別表9 (P 229)) (別表8) (P 228)</p>
(2) 上記以外の針葉樹	<p>次の算式により計算した金額により評価する。</p> $\text{樹齢別標準価額} \times \frac{\text{総合等級指数(別表10 (P 231))}}{\text{地利級の割合} \times \text{立木度の割合} \times \text{地利級の割合}} = \text{1ヘクタール当りの評価額}$ <p>(別表7) (別表8) (P 226) (P 228)</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(別表9)「針葉樹の標準立木材積表」に定めのない樹齢又は樹種の立木についての地利級は、おおむね中級に該当するものとする。</li> <li>(別表9)「針葉樹の標準立木材積表」に定めのない樹齢又は樹種の立木について立木度は、次による。             <ol style="list-style-type: none"> <li>森林の立木度の間かくの大小にかかわらず植林した森林については、おおむねその立木度を密とし、自然林については、おおむねその立木度を中庸とする。 この場合において、岩石、がけくずれ等による不利用地があるときは、その不利用地の地積を除外した地積がその森林の地積とする。</li> <li>岩石、がけくずれ等による不利用地が散在している森林で、その不利用地の地積を森林の地積から除外することが出来ない森林については、植林した森林は、おおむねその立木度を中庸とし、自然林は、おおむねその立木度を疎とする。</li> </ol> </li> </ol>



立木の区分	評価方法
(3) 広葉樹	<p>次の算式により計算した金額により評価する。</p> $\frac{\text{樹種別標準価額} \times \text{地味級の割合} \times \text{立木度の割合} \times \text{地利級の割合}}{\text{総合等級指数(別表10(P231))}} = \text{1ヘクタール当りの評価額}$ <p>(別表11(P232)) (別表8(P228))</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>評価森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における標準価額は、(別表12)「森林の構成樹種の混交割合が不明な場合における広葉樹の樹齢別標準価額」による。</li> <li>地味級は、評価する森林のうち、上部、中部及び下部の平均1ヘクタール当りの材積を求め、(別表13)「広葉樹の1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表」により判定する。</li> <li>2に掲げる「広葉樹の1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表」に定めのない樹齢の立木についての地味級はおおむね中級に該当するものとして取り扱う。</li> <li>立木度は次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>森林の立木の間かくの大小にかかわらず植林した森林については、おおむねその立木度を密とし、自然林については、おおむねその立木度を中庸とする。 この場合において岩石、がけくずれ等による不利用地があるときはその不利用地の地積を除外した地積をその森林の地積とする。</li> <li>岩石、がけくずれ等による不利用地が散在している森林で、その不利用地の地積を森林の地積から除外することのできない森林については、植林した森林はおおむねその立木度を中庸とし、自然林は、おおむねその立木度を疎とする。</li> <li>くぬぎ及び雑木については前2号にかかわらずその立木度を密とする。ただし、自然林を密とすることを適当としない状態にあるときはその状況により中庸または疎とする。</li> </ol> </li> </ol>

立木の区分	評価方法										
(4) 保安林等の立木	<p>上記により評価した立木の価額から、その価額に、法令に基づき定められた伐採関係の区分にしたがい、それぞれ次に掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した価額により評価する。</p> <table border="1" data-bbox="1916 549 2606 862"> <thead> <tr> <th>法令に基づき定められた伐採関係の区分</th> <th>控除割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一部皆伐</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>択伐</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>単木選伐</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>禁伐</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 立木の伐採禁止又は制限をうける森林の種類等については(参考(P238))参照</p>	法令に基づき定められた伐採関係の区分	控除割合	一部皆伐	0.2	択伐	0.4	単木選伐	0.6	禁伐	0.7
法令に基づき定められた伐採関係の区分	控除割合										
一部皆伐	0.2										
択伐	0.4										
単木選伐	0.6										
禁伐	0.7										



別表7

森葉樹の樹齢別標準価額

(1ヘクタール当り)

区分 樹齢	標準価額			区分 樹齢	標準価額		
	からまつ	すぎ	とどまつ		からまつ	すぎ	とどまつ
年	千円	千円	千円	年	千円	千円	千円
1	77	190	85	22	281	486	160
2	79	192	86	23	300	514	167
3	81	196	86	24	319	543	174
4	84	200	87	25	◎340	573	181
5	88	205	89	26		604	189
6	92	212	91	27		636	197
7	98	220	93	28		670	206
8	104	229	95	29		705	215
9	111	240	97	30		741	224
10	119	251	100	31		778	233
11	128	264	104	32		817	243
12	138	278	107	33		856	253
13	148	293	111	34		897	263
14	159	310	115	35		940	274
15	172	328	120	36		983	285
16	185	347	124	37		1,028	296
17	199	367	130	38		1,074	307
18	213	388	135	39		1,121	319
19	229	411	141	40		1,169	332
20	245	435	147	41		1,219	344
21	263	460	153	42		1,270	357

(1ヘクタール当り)

区分 樹齢	標準価額		区分 樹齢	標準価額	
	すぎ	とどまつ		とどまつ	
年	千円	千円	年	千円	千円
43	1,322	370	64	716	注
44	1,375	383	65	736	1. ◎印は標準伐期を示す。
45	1,429	397	66	756	2. 「あすなろ」「きはり」は「すぎ」に準ずる。
46	1,485	411	67	777	
47	1,542	425	68	797	3. 「とうひ」は「からまつ」に準ずる。
48	1,600	440	69	819	
49	1,659	455	70	◎840	4. 標準伐期をこえて標準伐期の2倍の樹齢に達するまでの立木の標準価額は、標準伐期における標準価額を基とし、年利2分とした場合の当該樹齢に応ずる複利終価の額とする。
50	◎1,720	470			
51		486			
52		502			
53		518			
54		534			
55		551			
56		568			
57		586			
58		603			
59		621			
60		640			
61		658			
62		677			
63		696			



別表 8

地利級判定表

小運搬 小出し 距離 Km	Km																		
	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
0.2	1 級 (1.3)																		
0.3	2 級 (1.2)																		
0.5	3 級 (1.1)																		
1.0	4 級 (1.0)																		
1.5	5 級 (0.9)																		
2.0	6 級 (0.8)																		
2.5	7 級 (0.7)																		
3.0	8 級 (0.6)																		
3.5	9 級 (0.5)																		
4.0	10 級 (0.4)																		
4.5	11 級 (0.3)																		
5.0	12 級 (0.2)																		
5.5	13 級 (0.1)																		
6.0	14 級 (0)																		
6.5																			
7.0																			

- (注) 1. 小出し距離は、ケーブルの架設を想定した場合における木寄せ場と小運搬道路との最短直線距離（木寄せ場が2以上ある場合には、最短直線距離の合計数）により求める。
2. 本表はトラック運搬によっているから、馬搬による林地については、当該地利級より一級を引き下げる。
3. 14級に該当する場合（植林した立木で、10ヘクタール程度以上の集団のものに限る）であっても、その立木の搬出その他の状況から勘案して、14級として取扱うことが適当でないと思われるものについては、13級の指数の範囲内において、その地利級指数を定める。

別表 9

針葉樹の標準立木材積表

(1ヘクタール当り)

樹種 標準 伐期 年	からまつ		すぎ		とどまつ		樹種 標準 伐期 年	すぎ		とどまつ	
	25年		50年		70年			50年		70年	
	m³	石	m³	石	m³	石		m³	石	m³	石
15	97	349	33	119	7	25	44	289	1,039	156	561
16	108	388	44	158	10	36	45	296	1,064	162	582
17	117	420	54	194	13	47	46	304	1,092	168	604
18	127	456	64	230	16	57	47	312	1,121	174	625
19	136	489	74	266	20	72	48	319	1,146	180	647
20	143	514	83	298	24	86	49	327	1,175	186	669
21	151	543	91	327	28	101	50	334	1,200	192	690
22	158	568	100	359	32	115	51	341	1,225	198	712
23	165	593	108	388	36	129	52	347	1,247	203	730
24	172	618	117	420	41	147	53	354	1,272	208	747
25	179	643	125	449	46	165	54	360	1,294	213	765
26	186	668	134	482	51	183	55	366	1,315	218	783
27	191	686	142	510	56	201	56	373	1,340	222	798
28	197	708	152	546	61	219	57	379	1,362	226	812
29	202	726	161	579	66	237	58	386	1,387	230	827
30	205	737	171	615	72	259	59	392	1,409	234	841
31	209	751	181	650	78	280	60	398	1,430	238	853
32	213	765	190	683	84	302	61	405	1,455	242	870
33	216	776	199	715	90	323	62	411	1,477	246	884
34	220	791	207	744	96	345	63	418	1,502	250	899
35	223	801	216	776	102	366	64	424	1,524	254	913
36			224	805	108	388	65	429	1,542	260	934
37			233	837	114	410	66	435	1,563	264	949
38			241	866	120	431	67	441	1,585	268	963
39			249	895	126	453	68	446	1,603	272	977
40			258	927	132	474	69	452	1,624	276	992
41			266	956	138	496	70	457	1,642	280	1,000
42			274	985	144	517	71			283	1,017
43			281	1,010	150	539	72			286	1,028



(1ヘクタール当り)

樹種 樹齡	とどまつ	
	標準 伐期	70年
	年	m <sup>3</sup> 石
73	289	1,039
74	292	1,049
75	295	1,060
76	298	1,071
77	301	1,082
78	304	1,092
79	307	1,103
80	310	1,114
81	313	1,125
82	316	1,136
83	319	1,146
84	322	1,157
85	325	1,168
86	328	1,179
87	330	1,186
88	332	1,193
89	334	1,200
90	336	1,207
91	338	1,215
92	340	1,222
93	342	1,229
94	344	1,236
95	346	1,243
96	348	1,251
97	350	1,258
98	352	1,265
99	354	1,272
100	356	1,279

別表10

総合等級指数表

(地味級, 立木度及び地利級の各割合を連乗した数値)

立木度 地利級	地味級	密			庸			疎		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下
1		1.65	1.30	0.75	1.35	1.00	0.60	1.00	0.75	0.45
2		1.55	1.20	0.70	1.20	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40
3		1.40	1.10	0.65	1.10	0.85	0.50	0.85	0.65	0.35
4		1.30	1.00	0.60	1.00	0.80	0.45	0.75	0.60	0.35
5		1.15	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40	0.70	0.50	0.30
6		1.00	0.80	0.45	0.80	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25
7		0.90	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30	0.50	0.40	0.25
8		0.75	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	0.45	0.35	0.20
9		0.65	0.50	0.30	0.50	0.40	0.20	0.35	0.30	0.15
10		0.50	0.40	0.20	0.40	0.30	0.15	0.30	0.20	0.10
11		0.35	0.30	0.15	0.30	0.20	0.13	0.20	0.15	0.10
12		0.25	0.20	0.10	0.20	0.15	0.08	0.15	0.10	0.05
13		0.13	0.10	0.05	0.10	0.08	0.04	0.08	0.05	0.03
14		0	0	0	0	0	0	0	0	0



別表 1 1

広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額

(1ヘクタール当り)

区分 樹齢	標準価額									
	一斉林	用材林								
		な	ら	やちだも	せ	ん	まかば	かつら	し	な
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
2	14	15	15	15	15	15	14	14	14	14
3	15	15	16	16	16	16	14	15	14	14
4	16	16	17	17	18	18	15	15	14	14
5	16	18	19	19	20	20	15	16	15	15
6	17	19	21	21	22	22	16	16	15	15
7	19	21	24	23	25	25	16	17	15	15
8	20	23	27	26	28	28	17	18	16	16
9	22	26	30	29	32	32	18	19	16	16
10	24	29	34	33	36	36	19	20	17	17
11	26	32	38	37	40	40	20	22	17	17
12	28	35	43	41	46	46	21	23	18	18
13	30	39	48	46	51	51	22	25	19	19
14	33	43	53	51	57	57	23	26	19	19
15	36	47	59	56	63	63	24	28	20	20
16	38	52	65	62	70	70	26	30	21	21
17	42	57	72	68	77	77	27	32	22	22
18	45	62	79	75	85	85	29	35	23	23
19	48	67	87	82	93	93	31	37	24	24
20	52	73	94	89	102	102	33	39	25	25
21	56	79	102	97	111	111	34	42	26	26
22	60	86	111	105	120	120	36	45	27	27
23	65	92	120	114	130	130	39	48	28	28
24	69	99	130	122	140	140	41	51	29	29
25	74	106	140	132	151	151	43	54	31	31

区分 樹齢	標準価額									
	一斉林	用材林								
		な	ら	やちだも	せ	ん	まかば	かつら	し	な
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26	79	114	150	141	162	162	45	57	32	32
27	84	122	160	151	174	174	48	60	33	33
28	89	130	171	162	186	186	50	64	35	35
29	94	138	183	172	198	198	53	68	36	36
30	◎100	147	195	184	211	211	56	71	38	38
31		156	207	195	225	225	59	75	40	40
32		165	220	207	238	238	62	79	41	41
33		175	233	219	253	253	65	83	43	43
34		185	246	232	267	267	68	88	45	45
35		195	260	245	283	283	71	92	47	47
36		205	274	258	298	298	74	97	49	49
37		216	289	272	314	314	78	101	51	51
38		227	304	286	331	331	81	106	53	53
39		239	319	301	348	348	85	111	55	55
40		250	335	315	365	365	88	116	57	57
41		262	351	331	383	383	92	121	59	59
42		274	368	346	401	401	96	126	61	61
43		287	385	362	419	419	100	132	63	63
44		300	403	379	438	438	104	137	66	66
45		313	421	396	458	458	108	143	68	68
46		326	439	413	478	478	112	149	70	70
47		340	457	430	498	498	117	155	73	73
48		354	476	448	519	519	121	161	75	75
49		368	496	466	540	540	125	167	78	78
50		383	516	485	562	562	130	173	81	81
51		398	536	504	584	584	135	180	83	83
52		413	557	523	607	607	140	186	86	86
53		429	578	543	630	630	144	193	89	89



(1ヘクタール当り)

区分 樹齡	標準価額							
	一斉林	用材林						その他
		なら	やちだも	せん	まかば	かつら	しな	
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
54		445	599	563	653	149	200	92
55		461	621	584	677	154	207	95
56		477	644	605	702	160	214	98
57		494	666	626	726	165	221	101
58		511	689	648	752	170	228	104
59		528	713	670	777	176	236	107
60		546	737	692	803	181	243	110
61		563	761	715	830	187	251	113
62		582	786	738	857	192	259	117
63		599	810	761	883	198	267	120
64		619	836	786	912	204	275	123
65		638	862	810	940	210	283	127
66		657	888	835	969	216	292	130
67		677	915	860	998	222	300	134
68		697	942	885	1,028	229	309	137
69		717	970	911	1,058	235	317	141
70		737	998	937	1,088	241	326	145
71		758	1,026	964	1,119	248	335	148
72		779	1,055	991	1,151	255	344	152
73		801	1,084	1,018	1,182	261	353	156
74		822	1,113	1,046	1,215	268	363	160
75		845	1,143	1,074	1,247	275	372	164
76		867	1,174	1,102	1,280	282	382	168
77		889	1,204	1,131	1,314	289	392	172
78		912	1,235	1,160	1,348	296	402	176
79		936	1,267	1,190	1,382	304	412	180
80		959	1,299	1,220	1,417	311	422	185
81		983	1,331	1,250	1,453	319	432	189

区分 樹齡	標準価額							
	一斉林	用材林						その他
		なら	やちだも	せん	まかば	かつら	しな	
年	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
82		1,007	1,364	1,281	1,488	326	442	193
83		1,031	1,397	1,312	1,524	334	453	198
84		1,056	1,430	1,343	1,561	342	463	202
85		1,081	1,464	1,375	1,598	349	474	207
86		1,106	1,499	1,407	1,636	357	485	211
87		1,132	1,533	1,440	1,673	365	496	216
88		1,157	1,568	1,473	1,712	373	507	220
89		1,184	1,604	1,506	1,751	382	519	225
90		◎1,210	◎1,640	◎1,540	◎1,790	◎390	◎530	◎230

(注)

- ◎印は標準伐期を示す。
- 標準伐期をこえて標準伐期の2倍の樹齡に達するまでの立木の標準価額は、標準伐期における標準価額を基とし、年利2分とした場合のその樹齡に應ずる複利終価の額とする。
- 樹齡30年までの雑木については、その森林が用材林として育成されているものを除き原則として一斉林として評価し、樹齡30年をこえる雑木については、その森林が薪炭林として育成されているものを除き用材林として評価する。たとえば、一斉林のうちにも育成管理の状況、蓄積の状況等からみて明らかに用材向の立木と判断されるものがある場合には、その立木の部分は、用材林として評価する。逆の場合も同様とする。

(計算例)

一斉林と認められるものの蓄積割合 80%  
用材林 " " 20%

(一斉林としての1ヘクタール当り評価額×80%+用材林としての1ヘクタール当り評価額×20%)×地積



別表 12

森林の構成樹種の混交割合が不明な場合  
における広葉樹の樹齢別標準価額

(1ヘクタール当り)

樹齢	区分	標準価額	樹齢	区分	標準価額	樹齢	区分	標準価額
	用材林	千円		用材林	千円		用材林	千円
1	年	14	26	年	55	51	年	170
2		14	27		58	52		176
3		15	28		61	53		183
4		15	29		64	54		189
5		16	30		68	55		196
6		16	31		72	56		202
7		17	32		75	57		209
8		18	33		79	58		216
9		19	34		83	59		223
10		20	35		87	60		230
11		21	36		92	61		237
12		23	37		96	62		245
13		24	38		101	63		252
14		26	39		105	64		260
15		28	40		110	65		267
16		29	41		115	66		275
17		31	42		120	67		283
18		33	43		125	68		291
19		36	44		130	69		300
20		38	45		136	70		308
21		40	46		141	71		316
22		43	47		147	72		325
23		46	48		152	73		334
24		49	49		158	74		343
25		52	50		164	75		351

注 適用に当っては、(別表11)「広葉樹の樹種及び樹齢別標準価額」の注に留意する。

別表 13

広葉樹の1ヘクタール当りの  
立木材積による地味級判定表

地味級 樹齢	上 級		中 級		下 級
	$m^3$ 超	$m^3$ 以下	$m^3$ 以上	$m^3$ 未満	
10(8~12年)	26(93石)	26(93石)~	14(50石)	14(50石)	
15(13~17)	51(183)	51(183)~	28(101)	28(101)	
20(18~22)	86(309)	86(309)~	46(165)	46(165)	
25(23~27)	116(417)	116(417)~	63(226)	63(226)	
30(28~32)	146(525)	146(525)~	79(284)	79(284)	
35(33~37)	172(618)	172(618)~	93(334)	93(334)	
40(38~42)	195(701)	195(701)~	105(377)	105(377)	
45(43~47)	213(765)	213(765)~	115(413)	115(413)	
50(48~54)	229(823)	229(823)~	123(442)	123(442)	
60(55~64)	285(1024)	285(1024)~	176(632)	176(632)	
70(65~74)	376(1351)	376(1351)~	237(852)	237(852)	
80(75~84)	473(1700)	473(1700)~	279(1002)	279(1002)	
90(85~90)	529(1901)	529(1901)~	362(1301)	362(1301)	
地味級の割合	1.3		1.0	0.6	



(参考) 立木の伐採禁止又は制限をうける森林の種類等

(1) 森林法第25条の規定による保安林の伐採制限及び施業要件

種類	伐採制限	施業要件	種類	伐採制限	施業要件
なだれ防止林	禁伐	植栽関係 原則として現在樹種の天然更新	土砂崩壊防備林	禁伐, 単木選伐	を目的とした伐採跡地は人工植栽する。
落石防止林	禁伐	による。ただし火災防止林にあつては耐火性の強い常緑広葉樹種に指定する。	飛砂防備林	禁伐, 単木選伐	その他落葉, 下草, 土石の採取を原則として禁止する。
防火林	禁伐	伐採関係 原則として禁伐とする。	防風林	禁伐, 単木選伐	
航行目標林	禁伐	その他 落葉, 下草, 土石の採取を原則として禁止する。	水害防備林	禁伐, 単木選伐	
保安施設林	禁伐	植栽関係 適当樹種を人工植栽する。 伐採関係 原則として禁伐とする。 その他 落葉, 下草, 土石の採取を原則として禁止する。	潮害防備林	禁伐, 単木選伐	
水源かん養林	択伐, 一部皆伐	植栽関係 原則として現在樹種の天然更新	干害防備林	禁伐, 単木選伐	
土砂流出防備林	禁伐, 単木選伐, 択伐, 一部皆伐	による。ただし成林見込みのない箇所及び樹種林相の改良又は跡地更新の確保	防雪林	禁伐, 単木選伐	
			防霧林	禁伐, 単木選伐	
			漁附林	禁伐, 単木選伐	
			保健林	禁伐, 単木選伐	
			風致林	禁伐, 単木選伐	

(2) その他の法令による伐採制限

種類	伐採制限
イ. 林業種苗法	禁伐
ロ. 自然公園法	特別保護地区禁伐 その他の地区 単木選伐, 択伐
ハ. 文化財保護法	禁伐
ニ. 砂防法	禁伐, 単木選伐, 択伐, 一部皆伐
ホ. 都市計画法	禁伐, 単木選伐, 択伐, 一部皆伐
ヘ. 都道府県の条例	単木選伐, 択伐
ト. 前各号以外の法令	禁伐, 単木選伐, 択伐, 一部皆伐

- (注) 1. 単木選伐法  
伐採しようとする立木そのものを指定する。
2. 択伐方法  
同一区域に対する伐採くり返し期間20年以内とし、1回伐採量は、成長量の範囲内とする。この場合の立木蓄積の用材率は30%、薪炭林は60%以下とする。
3. 一部皆伐  
(1) 1伐期の面積は、10ヘクタール以内。  
(2) 毎年伐採面積は、皆伐区域面積を更新樹種の普通林における適正伐期齢級に見合う齢級の最小限界樹齢をもって除した商の範囲内で、1回の伐採は毎年伐採し得る面積の5倍以内とする。  
(3) 間伐数量は、1回につきくり返し期間中の総成長量の範囲内とし、そのときの立木蓄積の20%以内とする。







## 1. 家庭用動産の評価

	ページ
1. 家庭用動産の評価	245
2. 農耕用動産の評価	246
3. 牛の標準価額	247
4. 役馬の標準価額	248
5. 豚の評価	249



目 次

目次

212 ..... 評価額の算出方法

213 ..... 評価額の算出方法

214 ..... 評価額の算出方法

215 ..... 評価額の算出方法

216 ..... 評価額の算出方法

1. 家庭用動産の評価額

(1項あり)

家庭用動産で1個又は1組の価額が5万円以下のものについては、居住用家屋の固定資産税評価額に、次に掲げる評価割合を乗じて計算した金額により評価する。

家庭用動産の評価割合	
居住用家屋の固定資産税評価額の	30%

- (注)
1. 居住用家屋の範囲には、物置、土蔵、倉庫、牛舎、厩舎又は納屋等は含まれないこと。
  2. 大邸宅等でこの評価基準によることが明らかに不相当と認められるものについては、個別評価すること。
  3. 上記の割合によった評価額について、実情により30%以内の減しんしゃくをすることができる。



## 2. 農耕用動産の評価

農耕用動産で1個又は1組の価額が5万円以下のものについては、経営規模に応じ、次に掲げる標準価額により評価する。

経営区分	経営規模 (耕作面積)		標準価額 円	摘 要
	ヘクタール以上	ヘクタール未満		
稲作専業	5.0	—	100,000	
	4.0	5.0	80,000	
	2.5	4.0	60,000	
	—	2.5	40,000	
畑作専業	10.0	—	100,000	
	7.0	10.0	80,000	
	5.0	7.0	60,000	
	—	5.0	40,000	
複 合	10.0	—	120,000	田畑ごとに専業経営とした場合における標準価額の合計額をこえる場合には、30%以内の減しんしゃくをする。
	5.0	10.0	100,000	
	4.0	5.0	80,000	
	—	4.0	60,000	

(注) 1. 経営区分は次により判定する。

- 稲作専業……耕作面積に対する田面積の割合が80%以上のもの
- 畑作専業……耕作面積に対する普通畑面積の割合が80%以上のもの
- 複 合……上記以外の田畑兼作のもの

2. 耕作面積が著しく広大なもの、及び果樹等の特殊畑が主要部分を占めるものについては、この標準価額によらないで個別評価する。

## 3. 牛の標準価額

(1頭当り)

区分	年令	当 才	2 才	3才~5才	6才~7才	8才~9才	10才以上
		円	円	円	円	円	円
乳 用 牛	純粋種	78,000	145,000	202,000	160,000	121,000	42,000
	雑種	47,000	114,000	173,000	149,000	112,000	44,000

区分	年令	当 才	2才~3才	4才~5才	6才以上
		円	円	円	円
肉 用 牛		81,000	130,000	104,000	70,000

(注)

1. 価格変動が著しく、この標準価額によることが不適当な場合その他この価額によりがたいものは、売買実例価額及び、精通者意見価格を総合勘案して、個別評価するものとする。
2. 当才の価額は、生後7ヶ月以上のものを100%とし、7ヶ月未満のものは70%、3ヶ月未満のものは40%とする。
3. 種牛については、個別評価を行うものとする。
4. 妊娠牛については、標準価額の10%増により評価する。



#### 4. 役馬の標準価額

(1頭当り)

(1頭当り)

年令	当才	2才	3才	4才~7才	8才~9才	10才~12才	13才以上
	円	円	円	円	円	円	円
価額	90,000	135,000	161,000	227,000	162,000	114,000	54,000

(注)

1. 価額変動が著しく、この標準価額によることが不適当な場合その他この価額によりがたいものは、売買実例価額及び精通者意見価格を総合勘案して、個別評価するものとする。
  2. 当才の価額は生後7ヶ月以上のものを100%とし、7ヶ月未満のものは70%、3ヶ月未満のものは40%とする。
  3. 妊娠馬については、標準価額の10%増により評価する。
  4. 競走馬(ばんばを含む)及び種馬については、個別評価を行うものとする。
- なお、評価にあたっては、農業共済組合等の軽種馬保険の契約金額を参しゃくして評価する。

#### 5. 豚の評価

豚の価額は、次の算式により計算した金額等を参しゃく、農家庭渡価額により評価する。  
 なお、種豚の価額については、肉豚の価額の1.5倍の価額により評価する。

$$\text{地方枝肉価額} \times \text{豚の重量} \times 0.6 \text{ (屠肉歩合)}$$

#### 第7 電話加入権の部







電話加入権の標準価額

全 地 域	44,000円 (1加入当り)
-------	-----------------

(注) 共同電話加入権の価額はこの標準価額の60%相当額によって評価する。



認出率對の認入紙詰書

(〇認入紙) 円000,000	認出率全
-----------------	------

認出率對。1.0認出率對の認出率對の認出率對の認出率對の認出率對 (五)

貸付制度のある株式として国庫持株及び国債  
証券所長の指定した銘柄

貸付制度のある株式として国庫持株及び国債証券所長の指定した銘柄

第8株 式 の 部

株 式 名	種 類	備 考
第一生命	貸付	第一生命
第二生命	貸付	第二生命
第三生命	貸付	第三生命
第四生命	貸付	第四生命
第五生命	貸付	第五生命
第六生命	貸付	第六生命
第七生命	貸付	第七生命
第八生命	貸付	第八生命
第九生命	貸付	第九生命
第十生命	貸付	第十生命
第十一生命	貸付	第十一生命
第十二生命	貸付	第十二生命
第十三生命	貸付	第十三生命
第十四生命	貸付	第十四生命
第十五生命	貸付	第十五生命
第十六生命	貸付	第十六生命
第十七生命	貸付	第十七生命
第十八生命	貸付	第十八生命
第十九生命	貸付	第十九生命
第二十生命	貸付	第二十生命



## 気配相場のある株式として国税局長及び国税 事務所長の指定した銘柄

基本通達 173（気配相場のある株式についての国税局長の指定）の定めにより、気配相場のある株式として国税局長及び国税事務所長が指定した銘柄は、次に掲げるとおりである。

（昭和 55 年 1 月 1 日現在）

国 税 局 及 び 国 税 事 務 所 名	指 定 銘 柄
東 京	該当なし
大 阪	"
関 東 信 越	茨城相互銀行，茨城交通，東陽相互銀行，関東鉄道
札 幌	丸井今井，札幌テレビ放送，北海道放送
仙 台	該当なし
名 古 屋	遠州鉄道，静岡鉄道，静岡瓦斯，清水銀行
金 沢	福井相互銀行，北陸鉄道，フクビ化学工業，富山相互銀行， 富山地方鉄道，広貫堂
広 島	山口銀行，呉相互銀行
高 松	伊予鉄道，四国瓦斯，高松琴平電気鉄道，香川相互銀行，四国変圧器
福 岡	九州商船，長崎自動車，長崎電気軌道
熊 本	旭相互銀行，南国交通，日本瓦斯
沖 縄	該当なし







## 農業投資価格の次

農業投資価格とは、恒久的に農業の用に供すべき農地等として指定された農地等から算出される価格をいい、相続人が農地等を相続して農業を営む場合に適用される（租税特別措置法第70条の6）。

農業投資価格の説明	ページ
別表1. 農業投資価格一覧表	263
別表2. 農業投資価格適用区分図	265

### 農業投資価格一覧表

農業投資価格の適用地域	額
中央ブロック	30,000円
南ブロック	22,000円
北ブロック	18,000円
東ブロック	16,000円



目 次

162 ..... 農地の評価

163 ..... 農地の評価

164 ..... 農地の評価

農業投資価格の説明

農業投資価格とは、恒久的に農業の用に供すべき農地等として取引される場合に通常成立すると認められる価格をいい、相続人が農地等を相続して農業を営む場合には、一定の要件のもとにその取得した農地等の価額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税が猶予されることになっている（租税特別措置法第70条の6）。

別表1

農業投資価格一覧表

(10アール当り)

農業投資価格の 適用地域	田	畑	採草放牧地
中央ブロック	300,000円	140,000円	55,000円
南ブロック	220,000	110,000	45,000
北ブロック	160,000	50,000	20,000
東ブロック	160,000	65,000	25,000



### 農業投資額の増進

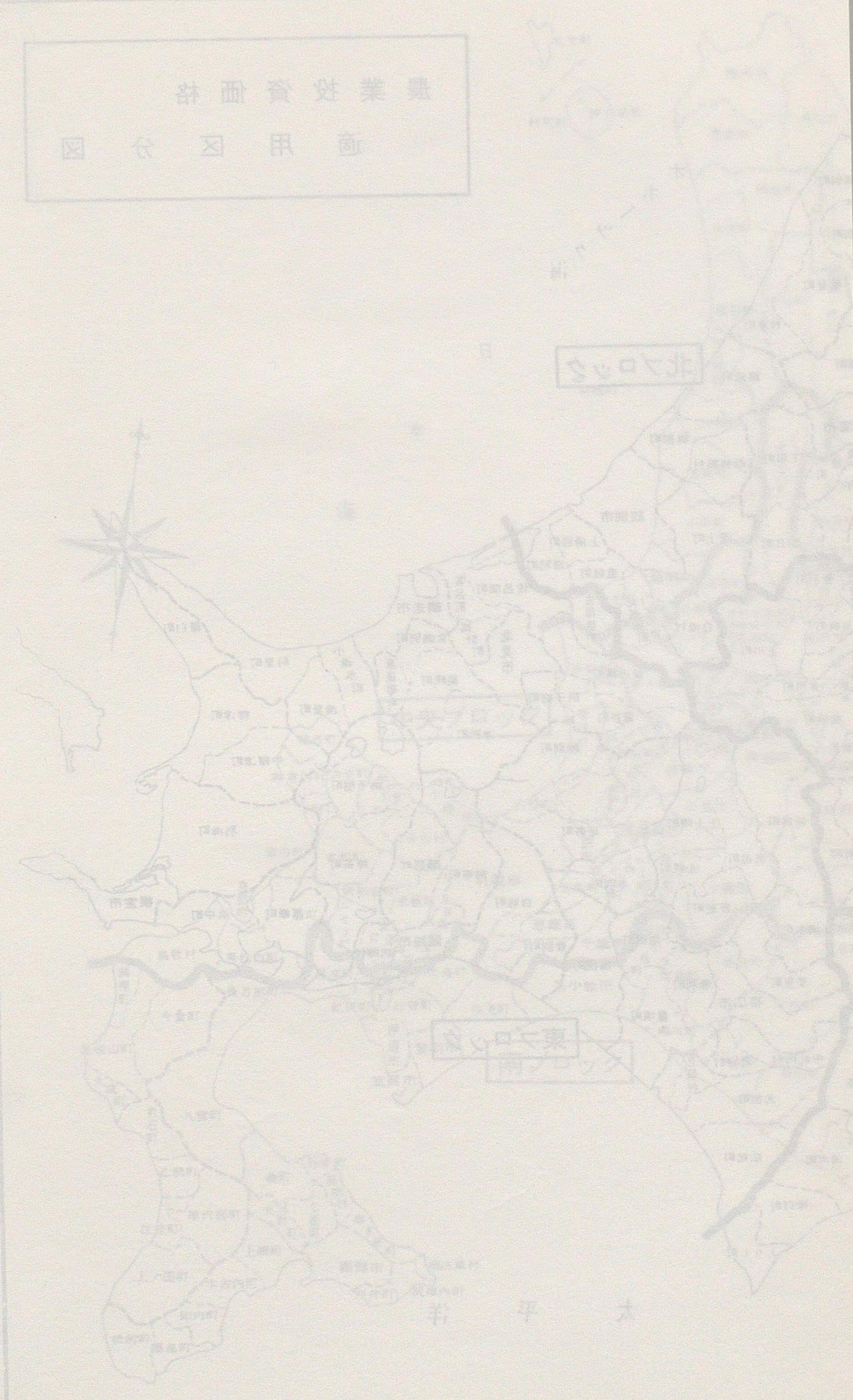
農業投資額の増進は、戦後を通じて著しく進歩した。これは、戦後復興の過程で、農業の生産力を回復させる必要があったこと、また、政府の農業政策が、農業の近代化を促進したことに起因している。この結果、農業投資額は、戦前と比較して、著しく増加した。これは、農業の生産性を向上させるための重要な手段である。この増加は、農業の発展に大きく貢献している。

### 農業投資額の一覧表

(単位：千円)


農業投資額	田	園	農業投資額の増進
2,200.0	1,000.0	300.0	中央
4,200.0	1,100.0	350.0	南
3,000.0	2,000.0	1,000.0	北
3,200.0	1,200.0	1,000.0	東

### 農業投資額





農業投資価格  
適用区分図





農業投資價格  
適用区分圖

